

令和5年度山形県林業労働環境改善支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、「山形県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に定める施策を達成するため、次条に規定する事業実施主体が労働環境の改善及び事業の合理化に向けた取組み（以下「補助事業」という。）を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 補助金の交付の対象となる事業実施主体は、山形県内における認定林業事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく改善計画について、山形県知事の認定を受けた事業体）及び意欲と能力のある林業経営者（森林経営管理法第36条第2項に基づき、山形県に公表されている者）とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は500,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業実施主体に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
 - (2) 補助対象経費の30%を超える増減
 - (3) 事業区分及び事業内容の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。
 - 3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。
 - 4 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和6年度から起算して5年間とする。
 - (2) 事業実施主体は、補助対象経費に係る補助金と重複して、他の国又は県の補助金等

の交付を受けてはならない。

(3) 事業の実施については、前条の規定に基づく交付決定後に行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は令和6年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 事業実施に伴う証拠書類（補助対象経費に係る領収書等）の写し
- (4) その他事業の実績が確認できる資料

(財産処分の制限)

第8条 補助事業者等は、補助事業により取得した財産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令で定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条で定める期間）を経過しない場合には、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(その他)

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、事業実施主体に対し、補助事業の実施に関し必要な指導等を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

別表（補助対象経費）

労働環境の改善及び事業の合理化に要する経費

1 労働環境改善支援

福利厚生の充実に要する経費（例：シャワー室や現場休憩施設等の購入・レンタル経費）

2 事業合理化支援

生産性の向上及び生産コストの低減に要する経費（例：スマート林業推進のための講習会受講経費、働き方改革、経営改善や所得向上に向けたコンサルタント導入経費等）

注1 令和6年3月29日まで支払を完了した経費に限り、補助対象とする。

注2 次の経費は補助対象外とする。

(1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額）

(2) 消耗品

(3) 労働環境の改善及び事業の合理化以外の目的で使用が想定される汎用性の高い機材（パソコン、ドローン等）の購入に要する経費

(4) 個人貸与に該当する物品（作業着、手袋等）の購入に要する経費

(5) 保守管理費

(6) その他労働環境の改善及び事業の合理化と直接関係のない事業に要する経費